

令和8年度滑川市高校生就学支援金申請について

滑川市教育委員会

滑川市では、高校進学 of 意欲及び能力を有するにもかかわらず、経済的な事由によって修学が困難な者に対し、就学支援金を給与することにより、有用な人材の育成を図ることを目的として支援生を募集します。

1 奨学生の要件

- (1) 高等学校、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、高等専修学校及び中等教育学校の後期課程に在学する者
- (2) 市内に住所を有する世帯に属する者
- (3) 就学の意欲がある者
- (4) 学業成績又は教科以外で大変優れた成果を収めた者
- (5) 学資の支払いが困難な者
- (6) 在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦がある者

2 申請基準

- (1) 当該年度に、保護者の失職、破産、事故、病気等若しくは火災、風水害等の災害等により家計が急変したため、高校進学及び修学が困難な者
 - (2) 前年度の同世帯者の所得金額の合計が少額である者
- ※(1)または(2)のどちらかの基準を満たす者

3 給与年額（返還の必要はありません）

200,000円

※支援生として決定した場合、支援金は8月下旬（予定）に指定の口座に振込みます。

※給与者の数は予算の範囲内とします。

4 申請手続について

(1) 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和8年6月12日（金）

※昨年度の支援生で希望される場合は毎年申請する必要があります。

(2) 申請書類提出先

滑川市教育委員会教育総務課（滑川市役所 西館3階）

(3) 提出書類

□ 支援願書（第1号様式）

- ・本人及び保護者の連署が必要です。
- ・兄弟姉妹等が学生である場合は、〇〇高校〇〇科、又は〇〇大学〇〇学部と詳しく記入してください。

□ 支援生推薦調書（第2号様式）

- ・新入生：出身校で推薦調書の記入、及び成績証明書（3年分）の発行
- ・2年生以上：在學校で推薦調書の記入、及び成績証明書の発行
- ※学業成績にかかる証明は、学校独自の様式を添付してもかまいませんが、所見等は必ず記載し押印してもらってください。

□ 在学証明書

- ・現に在学している学校のものを提出してください。

□ 所得証明書（令和7年中の所得がわかるもの）

- ・令和7年中の所得証明書は、市税務課で6月初旬から交付される予定です。
- ※6月前に発行される所得証明書や非課税証明書は、令和6年分の収入についての証明になりますので、令和8年度の申請には使えません。
- ※同じ世帯で収入を得ている方全員分をご用意ください。

<その他証明書例>

給与収入の方	源泉徴収票の写し（手書きの場合は必ず事業者の印を押したもの）
確定申告をされた方	確定申告書の控え（写し）
市県民税申告をされた方	市県民税申告書の控え（写し）
年金収入の方	公的年金等源泉徴収票の写しまたは受給年額が確認できる支払通知書
パート等で源泉徴収票がない方	給与支払証明書（勤め先でもらってください）

□家計急変の状況を証明する書類（コピー可）※該当者のみ

家計急変事由	提出書類
死亡	・死亡された方の氏名および年月日が分かるもの (死亡届・死亡診断書・住民票や戸籍抄本など)
離婚（生別）	・離婚した年月、ひとり親家庭であることがわかるもの (戸籍謄本など) ・離婚した相手方の所得証明書
失職 (リストラ・早期退職)	・退職年月および退職理由が証明できるもの (退職証明書、雇用保険受給資格者証のコピー等) ・退職金の有無・退職金額の分かるもの(退職金の源泉徴収票)
倒産・破産 (自己破産)	・「破産宣告書」を含めた、関係官公庁(裁判所、税務署、市区役所、町村役場等)による公的証明書年月がわかるもの
大幅な収入減 (給与収入・役員報酬)	・収入減少となった事情を示す書類 (契約書・会社からの通知文等) ・収入減少前12ヶ月分と減少後出願時までには給与明細書
大幅な収入減 (自営業他)	・収入減少となった事情を示す書類 (取引先との契約解除通知等)
入院・療養で休職したことによる収入減	・傷病手当金支払決定通知書 ・休業補償支給額証明書
災害	・罹災証明書(消防署または市区役所、町村役場で発行)

5 選考結果の通知

令和8年7月下旬(予定)に、保護者へ文書で通知します。

6 その他

- ・提出された書類は一切返却いたしません。
- ・この制度は滑川市高等学校生等就学支援事業規則で定められています。

<問合せ先>

滑川市教育委員会教育総務課

TEL : 076-475-1479 (直通)

e-mail : kyoiku@city.namerikawa.lg.jp